

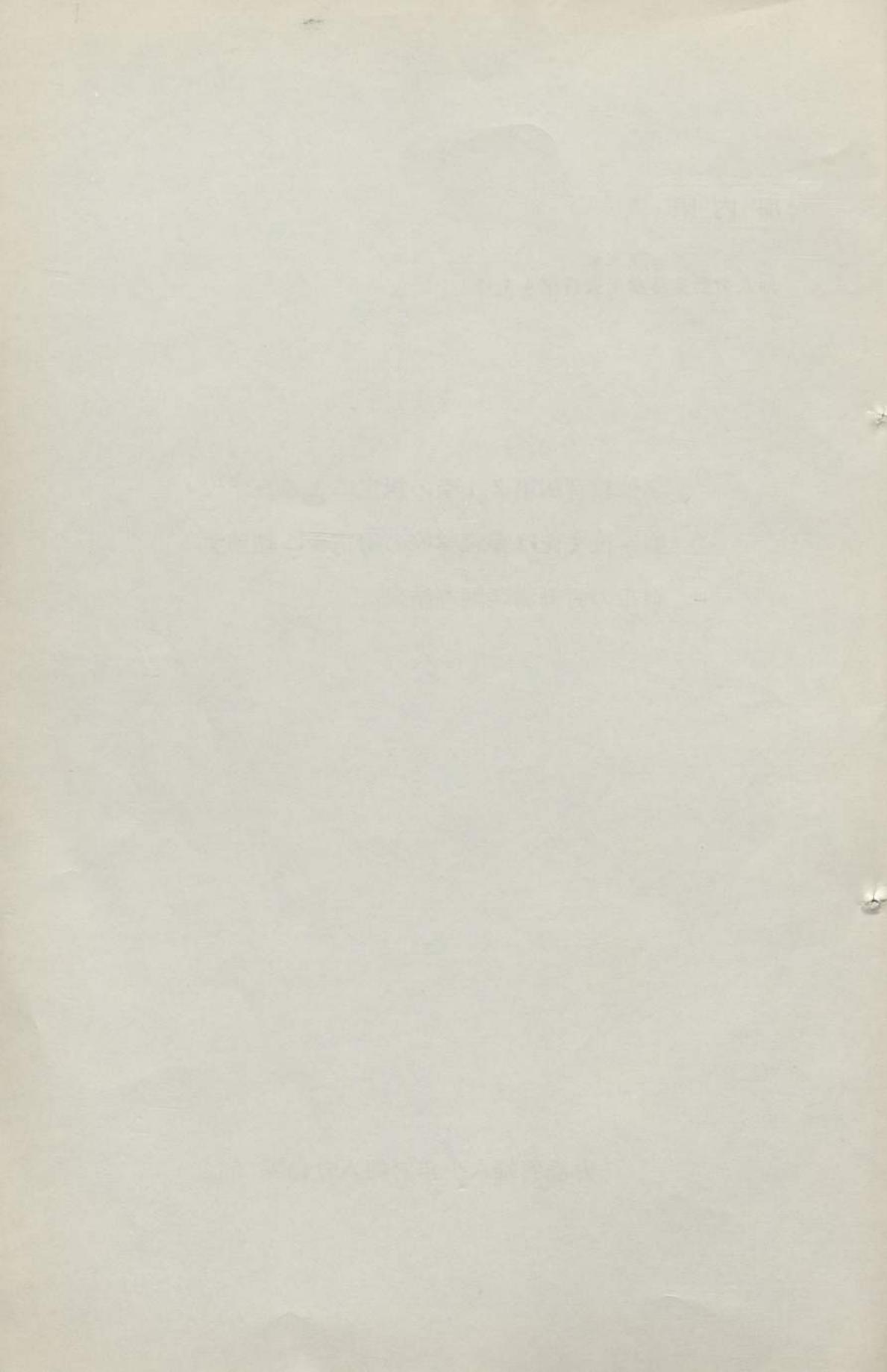
部 内 限

8-14

婦人労働業務参考資料第44号

学校教育法第71条の規定による盲学校・
聾学校または養護学校の寄宿舎に勤務する
寮母の労働実態調査結果

労働省婦人少年局婦人労働課



I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、学校教育法第71条の規定による盲学校、聾学校または養護学校の寄宿舎に勤務する寮母の労働実態を把握し、婦人労働行政の参考に資することを目的とする。

2. 調査の対象

調査対象事業場は99、調査対象寮母数は108名（原則として、一事業場につき一名）で、その内訳は下表のとおりである。

調査対象事業場数および寮母数

設置主体別 施設	県立	市町村立	私立	計	寄宿舎をもつ盲・ 聾・養護学校数
盲学校	32(34)	1(1)	1	33(35)	74(877)
聾学校	37(41)	1(1)	1	38(42)	89(1,017)
養 護 学 校	精神薄弱	5(6)	4(5)	9(11)	15(69)
	し体不自由	15(16)	15(16)	28(320)	
病弱虚弱	2(2)	2(2)	4(4)	9(73)	
	小計	22(24)	2(2)	28(31)	50(462)
計	91(99)	4(4)	4(5)	99(108)	213(2,356)

注1. カッコ内は寮母数

注2. 寄宿舎をもつ学校数は、昭和41年度文部省
特殊教育資料による。

3. 調査の方法と時期

調査は、昭和42年5月に各婦人少年室の職員が直接実施した。

II 調査結果の概要

1. 寄母の属性

(1) 通勤、住込別・受持舍生数

調査対象寄母を通勤、住込別にみると通勤 8.1% の割合になつてゐる。

また、寄母の受持舍生数をみると、6名が最も多く 24%、ついで 7~9名の 22%、5名以下 19%、10~14名 15%、15名以上 14% の順になつており半分以上が 7名以上の舍生を受持つてゐることになる。

なお、全舍生数を全寄母数で除した、寄母一人当たりの舍生数でみると、平均 6.3 人（学校教育法施行規則第 73 条の 4 第 4 項の規定によれば 6 人）である。学校別でみれば盲・聾学校に比べて養護学校が、設置主体別にみると公立に比べて私立がそれぞれ舍生数が多くなつてゐる。また一事業場の平均寄母数は 12.6 人である。

区分 学校 設置 主体別	通勤・住込別			受持舍生数						寄母一人 当たりの 舍生数 (舍生数 寄母数)	
	計	通勤	住込	計	5名 以下	6名	7~9名	10~14名	15以上		
計	(100)	(80.6)	(19.4)	(100)	(19.4)	(24.1)	(22.2)	(14.8)	(13.9)	(5.6)	6.3
	108	87	21	108	21	26	24	16	15	6	
学 校	盲 学校	35	32	3	35	7	5	7	6	3	6.7
	聾 学校	42	34	8	42	12	15	8	5	2	5.6
別	養 護 学校	31	21	10	31	2	6	9	4	7	7.0
設 置 主 体 別	立	99	82	17	99	20	24	21	15	14	6.3
	市 町 村 立	4	4		4	1	1		1	1	5.7
	私 立	5	1	4	5		1	3		1	7.6

注 1. () 内は %

2. その他は主任等で受持舍生なし
3. 寄母の回答による。但し、寄母一人当たりの舍生数については、事業場側回答による。

(2) 平均年令、平均勤続年数

平均年令は37.9才、平均勤続年数は7.5年で、これは、女子雇用者の平均年令28.3才、平均勤続年数4.0年（年令、勤続年数とも、1966年賃金構造基本統計調査）に比べると、いづれもかなり高くなっている。

設置主体別では私立の寮母の平均年令23.8才、平均勤続年数2.5年がかけはなれて低くまた短い。

(3) 学歴別

学歴別でみると、最も多いのが旧高女、新高卒で70%、ついで旧専門卒、新短大卒の27%であり、旧小卒・新中卒はわずかに2名、旧大・新大卒は1名である。

(4) 配偶関係別

配偶関係別にみると、未婚者の43%が一番高く、ついで死・離別者38%、有夫者19%となつておる、女子雇用者（非農林業）平均の未婚53.2%、有夫者35.9%、死・離別者10.9%（1966年、総理府統計局労働力調査）に比べると、有夫者の占める割合が低く、反面死・離別

者の占める割

寮母の配偶関係

合が非常に高い点が特徴的である。

有夫者では勤務しにくい労働条件（宿直勤務が多い等）があることもその要因の一つと考えら

学校。 設置主体別		区分	計	未婚	有夫	死・離別
計			(100)	(426)	(19.4)	(37.8)
			108	46	21	41
学 校 別	盲学校		35	9	7	19
	聾学校		42	19	9	14
	養護学校		31	18	5	8
設 置 主 体 別	県立		99	41	19	39
	市町村立		4	2		2
	私立		5	3	2	

れる。

注 1. () 内は%

2. 寮母の回答による。

(5) 労働組合加入別

労働組合への加入別についてみると組合に加入している者72%、未加入の者28%であり、組合加入者の割合が高い。

ちなみに、女子雇用者総数中に占める組織労働者の割合は30.6%、組織労働者の割合のもつとも高い運輸・通信・電気・ガス・水道業では69.6%である。（1966年労働組合基本調査、労働力調査）

2. 寮母の労働条件

(1) 所定労働時間

所定労働時間について規定がある事業場は82%、そのうちの約8割が週44時間である。

規 定 上 の 所 定 労 働 時 間

(件数)

設置 主 体 別	区 分	規 定 あ り	規 定 な し	労 働 時 間 (週)					
					44時 間未満	44時間	48時間	54時間	54時間 をこえる
	計	(81.8)	(18.2)	(100)	(6.2)	(80.2)	(2.5)	(9.9)	(1.2)
		81	18	81	5	65	2	8	1
設 置 主 体 別	県 立	76	15	76	5	62	2	7	
	市町村立	3	1	3		3			
	私 立	2	2	2				1	1

注 1. () 内は%

2. 事業場側回答による。

3. 規定上の所定労働時間一県・市町村で規定している条例、規則または当該事業場で作成している就業規則上の規定

(2) 時間外労働

○ 時間外労働の割増賃金に関する規定

規定ありが9%、規定なしが22%、該当せず(予算措置上、時間外労働が認められていないもの。)が69%である。規定ありのうち、割増賃金の率が25%未満のものが1件ある。

○ 労基法第36条の規定に基づく労働基準監督署への届出

未届け21%に対し、届出ずみは7%である。その他該当せず、（予算措置上、時間外労働が認められていない）69%である。

○ 寄母の回答による時間外労働

調査日前1週間の時間外労働についてみると、時間外労働（ただし、1日9時間、1週54時間をこえる労働をいう。）をおこなつた者の割合は42%である。

そのうち、時間外労働が1週間6時間をおこえるものの割合が42%を占めており、また1日2時間をおこして時間外労働をおこなつた者の割合は55%である。

時間外労働に対する割増賃金の支給状況をみると、支給されないもの89%となつており、ほとんどの者が時間外労働を実施しながら割増賃金は支給されていない。

時間外労働の内容をみると、遠足のための準備、引率、病院への付き添い、事務整理、つくりい、買物等が多い。

寄母の回答による時間外労働

(件数)

設 置 体 主 別	区 分	あ り な し	ありのうち									
			1以 週 2 時 間 下	1を間 週こ以 2え下 時6 間時	1を 週こ 6え 時 間	1日2時間をおこえる日数				割増賃金		
	%		0	2 日以 内	3 日4 日	5 日以 上	25 満 %支 給未 さ れ	支 さ れ 給 ず	不 明			
計	%	41.7	58.3	11.1	46.7	422	45.0	17.5	225	15	22	88.9
	件数	(13) 45	(8) 63	(1) 5	(5) 21	(7) 19	(3) 18	(3) 7	(2) 9	(5) 6	(1) 1	(10) 40
県立		42	57	5	19	18	17	5	9	6	1	39
市町村立		1	3		1		1					1
私立		2	3		1	1		2				2

注1. ()内は住込者件数

(3) 休憩時間

調査対象者中約32%が休憩時間がないと回答している。とくに市

立、私立の事業場の場合に、休憩時間がないと回答する者が多い。

また、休憩時間ありと回答する中で、45分未満のものが18%を占めている。

寮母の回答による休憩時間

(件数)

区分 設置 主体別	あ り な し	ありのうち					
		計	45分 未 満	45分以上 60分未満	60分	60分 をこえる	適宜に休む
計	(685) 74	(31.5) 34	(100.0) 74	(17.6) 13	(13.5) 10	(47.3) 35	(14.9) 11 5
県立	71	28	71	12	9	34	10 5
市町村立	1	3		1			
私立	2	3				1	1

注1. () 内は%

(4) 休日労働

寮母の回答による調査日直前1週間の休日労働の実施状況をみると、休日労働をおこなつた者は7名である。そのうち割増賃金を支給された者は1名のみである。休日労働の事由としては、舍生の通院の付き添い、花見の付き添い、誕生会の準備等のためが多い。

(5) 深夜業

○ 深夜業の割増賃金に関する規定

深夜業の割増賃金についての規定がある事

業場は9%、規定なし

は21%、該当せず(予

算措置上、深夜業が認

められていない。)は

70%である。

規定ある事業場9件

(9%)のうち割増賃

規定上の深夜業 (件数)

区分 設置 主体別	規 定 あ り	規 定 な し	該 当 せ ず	規定ありの うち	
				支 給 割 合	そ れ 他
計	(9.1) 9	(21.2) 21	(69.7) 69	7	2
設 置 主 体	県立	7	17	67	5 2
	市 町 村 立	2		2	2
	私 立		4		

注1. () 内は%

2. 該当せずは、予算措置上
深夜業が認められないもの。

3. その他は夜間手当として月額3,350円支給
4. 事業場側回答による。

金の支給割合をみると 25% 以上のものが 7 件、夜間手当として月額 3,350 円を支給しているもの 2 件である。

○ 寮母の回答による深夜業

調査日直前 1 週間の深夜業の実施状況をみると、深夜業をおこなつた者は 16 名 (15%) である。

住込者のみについてみると、21 名のうち 8 名が深夜業をおこなつており、その割合は、通勤者に比べてかなり高い。

深夜業をおこなつた者 16 名のうち割増賃金が支給されなかつた者は 11 名である。

深夜業の事由としては、病人の世話、遠足、修学旅行の準備、夜尿の世話および書類整理等があげられている。

(6) 宿 直

○ 労基法第 41 条（施行規則第 23 条）の許可

宿日直を実施している事業場は、全体の 97% で、これらの事業場における許可状況（施行規則第 23 条に基づく所轄労働基準監督署長の許可）をみると、許可済みが 32%、未許可が 68% で、未許可で実施している事業場が 3% を占めている。

○ 寮母の回答による宿直

調査対象者中 92% が宿直をおこなつている。昭和 42 年 1 月から 4 月までの間の月平均宿直回数は、6 回をこえ 8 回以内がもつとも多く 31%，ついで 8 回をこえ 10 回以下 24%，4 回をこえ 6 回以下 16% の順で、その殆んどが 1 週 1 回の許可基準を上回つてゐる。

なお、寮母の宿直時の睡眠時間は 6 時間以上 7 時間未満が 34% でもつとも多く、6 時間未満も 28% とこれについて多い。

睡眠中の起床回数では、1、2 回が多く、全然起床しない者も 3 割強ある。起床の理由としては、夜尿児の世話、見回り、子供の世話（布団をおし等）および病人の看護等があげられている。

寮母室を睡眠場所としている寮母は約半数であるが、他に約 3/8 強が舍生と同室で睡眠している。

宿直実施状況

(件数)

区分		宿直ありのうち												
		月平均回数(昭和42年1月~4月平均)					睡眠時間							
学校別・設置主別	宿直あり	宿直なし	計	4回以下	4回をこえ6回以下	6回をこえ8回以下	10回をこえ12回以下	12回以上	計	6時間未満	6時間未満	7時間未満	7時間未満	8時間以上
計	(91.7)	(83)	(100.0)	(7.1)	(1.62)	(3.13)	(2.42)	(1.41)	(7.1)	(100.0)	(28.3)	(34.3)	(26.3)	(1.1)
学校別	盲学校	31	4	31	1	5	10	9	3	31	8	12	7	4
別	養護学校	40	2	40	3	5	12	8	9	3	40	7	15	5
設置主	県立	92	7	92	6	13	29	23	14	7	92	24	32	25
体別	市町村立	4	4	1	2	1				4	3	1		
私	立	3	2	3	1	1			3	1	1	1		
区分		宿直ありのうち												
学校別・設置主別		睡眠回数					睡眠場所							
計	(100.0)	(2.3)	(24.3)	(12.1)	(2.0)	(1.0)	(3.13)	(100.0)	(5.25)	(7.1)	(36.4)	(3.0)	(1.0)	
学校別	盲学校	31	1	8	2	1	31	99	52	7	36	3	1	
別	養護学校	40	0	9	7	1	9	31	18	2	9	1	1	
設置主	県立	28	8	7	3	1	13	40	16	3	20	1		
体別	市町村立	92	26	21	11	2	1	31	92	47	6	35	1	
私	立	4	2	2				4	3	1				

注1. ()内は % 2. 寄母の回答による。

○ 宿直手当

宿直手当は、1回420円が殆んどで、他に500円、実績に関係なく一定額(月4,400円、5,000円)等がある。

また、宿直人員、回数の面で予算上の制約をうけ、予算上は3人であるのに実際は5名必要なため、3人分の宿直手当を5人でわけたり、また予算上の宿直回数限度は、月10回でそれ以上の宿直には手当が支給されない例がある。

規定上の宿直手当

(件数)

区分 設置 主体別	規 定 あり し	規 定 な し	支 給 額						不 明
			計	一回につき				実な 績く に一 関定 額	
				400円	420円	460円	500円		
計	(88.9)	(11.1)	(100.0)	(3.4)	(86.4)	(34)	(2.3)	(3.4)	(1.1)
	88	11	88	3	76	3	2	3	1
県立	84	7	84	3	75		2	3	1
市町村立	4		4		1	3			
私立		4	0						

注 1. () 内は%

2. 事業場側回答による

○ 日 直

昭和42年1月から4月までの間に日直をおこなつた者は44%あり、そのうち、月平均日直回数が、月1回の基準を上回るもののが%をしめている。

日 直 実 施 状 况

(件数)

区 分 学校 設置主体別	日 直 あ り	日 直 な し	月平均日直回数(昭42.1~4月)				
			計	1回以下	1回をこえ 2回以下	2回をこえ 3回以下	3回を こえる
計	(44.4)	(55.6)	(100.0)	(33.3)	(29.1)	(18.8)	(18.8)
	48	60	48	16	14	9	9
学 校 別	盲学校	19		19	5	4	7
	聾学校	17		17	5	7	2
	養護学校	12		12	6	3	3
設 置 主 体 別	県立	46		46	16	14	8
	市町村立	1		1			1
	私立	1		1			1

注1. ()内は%

2. 寄母の回答による。

(7) 年次有給休暇

○ 規定上の年次有給休暇

規定のある事業場は96%で、そのうち1年間一律20日と規定する事業場は79%，採用年のみ月に応じ、次年度から一律20日とする事業場は15%、労基法どおりとする事業場は6%である。

○ 寄母の回答による年次有給休暇取得状況

41年中の年休の取得状況をみると、取得者の割合は72%、私立の事業場における取得者はなく、取得日数としては、5日以内が

もつとも多い。

年次有給休暇取得状況

(件数)

区分 設置 主体別	取 得	請 求 せ ず	取 得 日 数				
			計	5日 以内	6日 以上	11日 以上	16日 以上
計	(722)	(27.8)	(100.0)	(44.9)	(30.7)	(7.7)	(1.67)
	78	30	78	35	24	6	13
県 立	76	23	76	34	23	6	13
市町村立	2	2	2	1	1		
私 立		5					

注 1. () 内は %

2. 寮母の回答による。

(8) 産前産後の休業

産前産後の休業について規定がある事業場は 94 % であり、そのうち 20 % 強が、とくに休業期間について労基法を上回る規定をしている。昭和 41 年中に産休を請求した者は 2 名でそれぞれ 84 日取得している。

規 定 上 の 产 前 产 后 休 業

(件数)

区分 設置 主体別	規 定 あ り な し	規 定 な し 計	期 間					
			産前、 産後各 6週間	産前、 産後通 算 14 週 間以上	産前 6 週、産 後 8 週	産後 6 週 間経過後 さらに必 要と認め る場合追 加	特別に必 要と認 める場合 6週間経過 後さらに 4週間の延 長を認 める。	
計	(93.9)	(61)	(100)	(78.5)	(9.7)	(2.1)	(3.2)	(6.5)
	93	6	93	73	9	2	3	6
県 立	87	4	87	72	6		3	6
市町村立	4		4		2	2		
私 立	2	2	2	1	1			

注 1. () 内は %

2. 事業場側の回答による。

○ 産前・産後休業代替要員、病休代替要員についての規定状況

産前産後休業代替要員の任用については、公立の盲・聾および養護学校の寮母については確保されている（女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律。昭和30年法律125号）が、私立の場合、代替要員の規定がある事業場は1件である。

病休代替要員についての規定がある事業場は26%である。

規定の内容としては、普通の病気休暇の場合と結核の場合とをわけているところが多い。期間は、普通の病休の場合は、病休期間が90日以上たつた場合に代替要員を雇用するとするものが多く、他に1カ月以上、3カ月以上、6カ月以上、1年経過後等がある。結核の場合は、ただちに代替要員を雇用するとするものが殆んどで、他に結核の場合のみ代替要員を認めるとするものがある。また、普通の病気の場合1年、結核の場合3年の限度において必要期間代替要員をおくと規定するものもある。

(9) 育児時間

○ 規定上の育児時間

育児時間の規定状況についてみると、規定がある事業場は81%、規定のない事業場は19%である。

規定があるものを時間についてみると、1日各30分のものが85%，1日各30分をこえるものが5%，その他1日1時間のもの等がある。

また、給与の有無別についてみると、そのほとんどが有給(100%)と規定している。

○ 寮母の回答による育児時間取得状況

該当者2名のうち請求した者はいない。

(10) 生理休暇

○ 規定上の生理休暇

生理休暇に関して規定している事業別は90%弱であり、そのほとんどが有給(100%)と規定している。

有給日数では、2日がもつとも多く(48%)、ついで本人が請

求する日数(27%)、3日(21%)の順となつてゐる。

○ 寮母の回答による生理休暇取得状況

生理休暇の取得者は3名(2.8%)である。そのうち生理休暇として取得した者は1名で、他は年休として取得している。

規 定 上 の 生 理 休 暇

(件数)

区分 設置主体別	規定あり なし	規定なし	規定ありのうち				有給	無給	規定なし			
			日 数									
			計	本人の 請求 日数	日数 制限	規定 なし						
計	(88.9) 88	(11.1) 11	(100.0) 88	(67.1) 59	(26.1) 23	(6.8) 6	(93.2) 82	0	(68) 6			
県立	83	8	83	54	23	6	77		6			
市町村立	4		4	4			4					
私立	1	3	1	1	1		1					

区分 設置主体別	有給のうち							
	計	有給 日 数				支給割合		
		1日	2日	3日	本人の 請求 日数	計	100% 支給	規定 なし
計	(100.0) 82	(4.9) 4	(47.6) 39	(20.7) 17	(26.8) 22	(100) 82	(96.3) 79	(3.7) 3
県立	77	3	39	14	21	77	74	3
市町村立	4			3	1	4	4	
私立	1	1				1	1	

注 1. ()内は%

2. 事業場側回答による。

(II) 賃金

寮母の平均賃金についてみると、県立は4,100円、私立22,400円と両者の間にはかなりの差がある。

20才～25才までの寮母の平均賃金で県立、私立を比較すると、県立27,000円、私立20,600円で、やはり私立に比べ県立の方が高くなつてゐる。

学歴別・平均賃金・平均経験年数・平均勤続年数・平均年令一覧表

全 区 分				旧 小卒・新 中卒				旧 高女卒・新 高卒							
人數	賃 金	経験 年数	勤続 年数	年令	人數	賃 金	経験 年数	勤続 年数	年令	人數	賃 金	経験 年数	勤続 年数	年令	
計	108	38,945 円	8.7 年	7.5 年	37.9	2	51,984	14	18.5	53.5	7.6	4,431	9.2	8.0	39.2
県 立	99	41,051	8.9	7.7	38.7	2	51,984	14	18.5	50.5	7.2	4,1782	9.1	8.0	39.5
市町村立	4	37,250	9.7	9.5	35.5					3	41,333	12.3	10.3	40.0	
私 立	5	22,394	3.3	2.5	23.3					1	17,071	10.0	1.0	20.0	
旧専門卒・新短大卒				旧 大卒・新 大卒											
人數	賃 金	経験 年数	勤続 年数	年令	人數	賃 金	経験 年数	勤続 年数	年令	人數	賃 金	経験 年数	勤続 年数	年令	
計	29	36,440	7.3		1	15,000	1.2	0.2	23.0						
県 立	25	38,074	7.8	6.0	35.4										
市町村立	1	25,000	2.0	2.0	22.0										
私 立	3	26,633	4.7	3.7	25.3	1	15,000	1.2	0.2	23.0					

注 表中、旧小卒の欄において、経験より勤続年数が長いのは、勤続年数に、当該事業場における寮母以外の職務(用務員等)についている期間を通算したためである。

(12) 労働条件に関して寮母が改善を希望する事項

寮母が改善を希望する事項としては、下表のとおりで、専任職員を置いてほしいが 26%、寮母の数を増員してほしいが 21%、宿直を減らしてほしいが 16% の順になつてゐる。

専任職員としては、事務職員を求めるもの 40%、用務員、炊事婦を求めるものがそれぞれ 17%、雑役職員、看護職員、栄養士の順になつてゐる。寮母の増員を望むもののうち、舍生 5~6 人に 1 人の寮母を希望するもの 53%、3~4 人に 1 人を希望するもの 38% である。その他舍生数に関係なく、一寄宿舎最低 8 名を希望するものがあつた。また、宿直回数の減少を希望するもののうち月 4 回を希望するもの 57%、5 回を希望するもの 20%、6 回を希望するもの 10% の順になつてゐる。

なお賃金を上げてほしいとするもののうち税込月収 5 万以上を望むもの 5 件、4~4.5 万 2 件、3~3.5 万が 2 件である。

その他としては、次のようなものがある。

- ① 研修の機会がほしい
- ② 寮母としての格付けがほしい。
- ③ 予算上の宿直手当、宿直人員の増加を認めてほしい。
- ④ 宿直が 1 カ月何回位が適当か、科学的データーがほしい。
- ⑤ 年休、生理休暇がとれない。自由勤務の寮母が 1 名ほしい。
- ⑥ 宿直回数を減らし、終業時間をきちんとするとか、結婚しても続けられる職場にしてほしい。

労働条件に関する寮母が改善を希望する事項一覧

事 項	件 数	%
寮母の数をふやしてほしい。	45	21.1
専任の職員をおいてほしい。	60	28.2
賃金を上げてほしい。	10	4.7
寮母専用の部屋を設けてほしい。	15	7.0
宿直を減らしてほしい。	35	16.4
日直を減らしてほしい。	2	0.8
産前・産後の休業の代替用員の制度がほしい。	1	0.5
病気休暇の場合の代替用員制度がほしい。	18	8.5
そ の 他	27	12.7
計	213	100.0

3. 寮母の職務内容

寮母76名の拘束時間内における職務の内容をみると下表のとおりである。

寮母の常態的職務内容としては、①舍生の生活指導・教育指導、②事務、引継ぎ打合せ、③洗濯・掃除・食事の準備、後仕末等の3つに大きくわけられ、寮母が庶務関係、給食関係、雑役関係の仕事にも多くの時間を費やしていることがわかる。

その他の職務としては、買物、授業参観、病院への付き添い、父兄との懇談、遠足等の準備、引卒等がある。

寮母の職務内容

区分 職務内容	ありし 数	ありのうち				
		平均時間	最短時間	最高時間	並 数	
食事・掃除、布団の上げ方、入浴等の指導	74	2	2時間27分	10分	8時間20分	2時間50分
事務引継、連絡打合せ	62	14	32分	10分	2時間10分	20分
洗濯、つくろい、衣類整理	62	14	1時間4分	20分	3時間10分	30分
学習の手伝い、学習指導、会話指導	57	19	1時間27分	20分	4時間10分	1時間30分
食事の準備、後仕末	55	21	1時間4分	10分	6時間	30分
掃除(草取り、室内の整理等を含む)	49	27	58分	10分	3時間10分	30分
書類整理、会計事務	49	27	1時間7分	10分	3時間30分	20分
舍生の遊び相手、話し相手	28	58	1時間1分	10分	2時間40分	1時間
買 物	24	52	1時間5分	10分	3時間50分	30分
見廻り	23	53	35分	10分	1時間20分	20分
会 議	14	62	1時間22分	20分	3時間30分	1時間30分
授業参観	12	64	1時間19分	10分	3時間	1時間
病院への付き添い	12	64	1時間4分	30分	2時間	30分
父兄との懇談	8	68	46分	20分	2時間	30分
担任との懇談	7	69	33分	10分	1時間	20分
遠足、誕生会、運動会等の準備	5	71	1時間44分	40分	3時間30分	—
遠足等の引卒	2	74	3時間5分	2時間20分	3時間50分	—

4. 寮母の勤務様式

事業場側の回答による寮母の勤務割振り表（90事業場）についてみると、そのほとんどが変形労働時間制をとつており、変形労働時間制をとらないのはわずか3事業のみである。

これは、寮母の勤務が舍生の起床時から就寝時迄および、また、宿直の回数も多いため等寮母の仕事の特殊性からくるものである。

7日間の勤務割振りについてみると、千差万別であり、統一された形ではおこなわれていないが、そのなかでおもなものをいくつかあげたものが下表である。

A・B・Cがもつとも多い勤務の形である。これらのそれぞれの勤務の形をいくつかの班に組合わせることにより事業場の勤務表がなりたつている。

Gは宿直をおこなわず深夜業をおこなう場合である。また、Hは変形労働時間制をとらず7日に1回の宿直をそのなかに組み入れていく形である。Iは私立にみられるもので、午前10時まで勤務し、舍生の帰舎する15時20分まで一時勤務をはなれる形である。

寮母の勤務様式

第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目
A 100000001 6.30 13.20	10000000001 12.20 20.00	10000000000000001 12.20 21.30	10000000000000001 6.30 13.20	10000000000000001 12.20 21.30	10000000000000001 6.30 13.20	10000000000000001 12.20 21.30
B 13 22	10000000000000001 6 10	10000000000000001 9 18		10000000000000001 9 18	10000000000000001 13 22	10000000000000001 6 10
C 11.30 19.30	10000000000000001 14 22	10000000000000001 6 12	10000000000000001 11.30 19.30	10000000000000001 14 22	10000000000000001 6 12	
D 15 23	10000000000000001 6 15.30	10000000000000001 15 23	10000000000000001 6 15.30	10000000000000001 15 23	10000000000000001 6 15.30	10000000000000001 15.30
E 8 16.30	10000000000000001 9 17.30	10000000000000001 8 16.30	10000000000000001 8.30 16.30	10000000000000001 8.30 16.30	10000000000000001 6 12.30	10000000000000001 8.30 16.30
F 16 22	10000000000000001 6.30 18.30	10000000000000001 11 18.30	10000000000000001 14 22	10000000000000001 6.30 18.30		10000000000000001 16 22
G 8.20 17	10000000000000001 16	10000000000000001 9.30		10000000000000001 17	10000000000000001 13	10000000000000001 12 18
H 8.10 16.50	10000000000000001 8.10 16.50	10000000000000001 8.10 16.50	10000000000000001 8.10 16.50	10000000000000001 8.10 16.50	10000000000000001 8.10 16.50	
I 5,30 18 15.20 20.30	10000000000000001 5.30 10 15.20 20.30	10000000000000001 8.30 10 15.20 20.30	10000000000000001 5,30 10 15.20 20.30	10000000000000001 5.30 10 15.20 20.30	10000000000000001 5.30 10 15.20 20.30	10000000000000001 5.30 10 15.20 20.30

注 1. 勤務 100000000
宿直 1000000000000000000

